

第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務仕様書

本仕様書は、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 委託業務名

第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定支援業務

2 業務目的

令和元年度に見直しを実施した「第2次尾張旭市男女共同参画プラン—中間見直し版—」（以下「現プラン」という。）は、計画期間が令和6年度末で終了することから、市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに令和7年度を初年度とする次期計画を策定することを目的とする。

3 業務方針

策定に当たっては、単に現プランを踏襲するのではなく、社会情勢等の変化を勘案し、ジェンダー平等の実現及び多様な性のあり方を認める視点に重点を置き、持続可能な開発目標（SDGs）の基本目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指し、活力ある社会を次世代に引き継げるように努める。また、次代を担う中高生世代が読んでも理解できるような平易な構成、表現に心がけ、分かりやすいものとなるよう配慮する。

なお、現プランでの目標到達状況を勘案の上、特に施策と事業の関係性を再考し、真に必要な内容を集約する。関係各課等にて簡潔明瞭な進捗管理の実施を可能とすること、また、各課の事業への取り組みやすさの向上及び負担軽減を考慮し、事務改善を図ることを念頭に策定する。

第3次尾張旭市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）は、令和7年度から令和13年度までの7年間を計画期間とし、期間中のプランの見直しは、特に必要な場合を除き実施しない。

策定に当たっては、多様化する市民ニーズを把握し、地域特性に応じた計画とするため、市民や小中学生、事業所を対象とした調査も併せて実施する。

4 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

5 関連法令等の遵守等

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。なお、本プランは次の計画として位置づける。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (2) 尾張旭市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」
- (3) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」

- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

6 委託業務内容

- (1) 令和5年度業務（基礎調査業務）
 - ア 情報収集、資料調査、施策調査、現状分析、課題の抽出・整理作業
 - (ア) 国・県・他市町村の動向や先進事例等の情報を広く収集し、既存資料（統計資料、行政資料等）と合わせて本業務の参考にすること。
 - (イ) 現プランに掲げる事業や尾張旭市第六次総合計画内の関連施策等について、本業務の基礎資料とすること。ただし、尾張旭市第六次総合計画は令和5年度中に策定予定のため、必要な都度、その時点での素案等を提供する。
 - イ 市民意識調査（小中学生及び事業所等アンケート調査を含む。）
 - (ア) 調査票の設問設計を行う。なお、調査対象の抽出、宛名シールの作成、調査票の印刷、発送、回収は、市が実施する。調査票は、調査対象ごとに設計する。
 - (イ) 設問設計については、変数間のクロス分析ができる調査設計を基本とする。設問内容は、次のとおり設けること。
 - a 意識や傾向の経年変化を比較する設問
 - b 本市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、新たに調査、分析すべき視点を提案の上、これを反映した設問
 - (ウ) 調査対象は、以下のとおりとする。
 - a 市内在住の満18歳以上
男女各1,000人 合計2,000人
 - b 小学校5年生（市内小学校の児童）
 - c 中学校2年生（市内中学校の生徒）
 - d 男女共同参画に関する団体、市内事業所 約10件
 - ウ 尾張旭市男女共同参画審議会に関する開催支援
尾張旭市男女共同参画審議会で使用する資料の作成を行い、会議への出席及び会議録の作成を行うこと。なお、令和5年度は2回程度（9月、2月を想定）開催する予定
 - エ 報告書の作成
回収後の調査票の集計・分析（コメントを含む。）を行い、必要に応じて過去の調査との経年比較を行うこと。
市民意識調査結果報告書及び市民意識調査結果報告書概要版を作成すること。
 - オ 成果品の納品
 - (ア) 市民意識調査結果報告書（A4版）
 - (イ) 市民意識調査結果報告書概要版（A3版2つ折り1枚）
 - (ウ) 市民意識調査の意見等を全件整理したもの
 - ※ いずれも、電子データで納品。白黒又はカラーで作成（カラーの場合は、白黒印刷しても問題なく読めるよう配慮すること）。データ形式は、市と協議の上、決定する。

(2) 令和6年度業務（本プラン策定業務）

ア 本プラン骨子案、素案の作成

令和5年度業務及び市主催第3次尾張旭市男女共同参画プラン策定に係る市民ワーキンググループで出た意見を基に、市と内容及び時期を協議しながら本プランの骨子案、素案の作成を行うこと。

庁内関係部署宛てに目標値及び事業の設定を依頼する必要があるときは、依頼用調査シートの作成を行うこと。また、進捗の管理方法に応じた進捗確認の実施方法を構築すること。

イ 尾張旭市男女共同参画審議会に関する開催支援

尾張旭市男女共同参画審議会で使用する資料の作成を行い、会議に出席すること。開催後は会議録を作成し、会議結果を踏まえて業務に当たること。なお、令和6年度は3回程度（8月、10月、2月を想定）開催する予定

ウ 本プラン案の作成

尾張旭市男女共同参画審議会や、パブリックコメントの意見等を踏まえて素案を適宜修正し、本プラン案を作成すること。

エ 成果品の納品

(ア) 第3次尾張旭市男女共同参画プラン（A4版）

(イ) 第3次尾張旭市男女共同参画プラン概要版（A3版2つ折り1枚）

※ いずれも、電子データで納品。カラーで作成（白黒印刷しても問題なく読めるよう配慮すること）。データ形式は、市と協議の上、決定する。なお、「3 業務方針」等を踏まえ、プランの頁数を適切な分量で作成すること。

(3) その他

業務全般の各種打合せを市で行うこと。また、仕様書に記載がない事項については市と協議しながら行うものとする。

7 成果品等の帰属

本業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、市に帰属する。

8 秘密の保持等

業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を遵守することはもとより、公共事業という認識と責務を果たすこと。

9 納入期限

納入期限については、市と協議の上、決定する。

10 その他

(1) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、市と協議の上、定めるものとする。

(2) 受託者は、市への報告・納品等の期限及び作業スケジュールを厳守すること。